

2026年5月19日

各位

会社名株式会社海帆
代表者名代表取締役 守田 直貴
(コード番号: 3133 東証グロース)
問合せ先 管理本部長 羽二生 博志
(TEL. 052-586-2666)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月19日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2026年6月26日開催予定の当社第23回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会計監査人が期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款第42条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。

2. 変更の内容

現行定款	変更案
第6章 会計監査人 <新設>	第6章 会計監査人 (<u>会計監査人の責任免除</u>) 第42条 <u>当社は、会計監査人（会計監査人であった者も含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u>
第42条～第45条 （省略）	2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</u> 第43条～第46条 （現行どおり）

(下線部は変更部分を示します。)

3. 定款変更後の効力発生日

2026年6月26日（第23回定時株主総会開催予定日）

以上